

赤十字の 活動にご支援を お願いいたします

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



ごあいさつ

平素は赤十字活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、苦しんでいる人を救いたいという「人道」を理念として、災害時の医療救護活動や被災者支援活動をはじめ、災害への備え、各地域への救急箱やAEDの設置、さらには応急手当や高齢者の介護の方法を学ぶことができる講習など、県民の皆さまの安全安心や社会のニーズに沿った活動に取り組んでおります。

こうした活動は、税金等の公的資金に拠らず、日本赤十字社の理念にご賛同いただいた皆さまからお寄せいただく活動資金（寄付金）によって支えられています。この度、日本赤十字社では赤十字活動を資金面で支えていただける会員の増強運動を展開し、活動資金へのご協力をお願いしています。

皆さまにおかれましては、赤十字活動の意義や公益性等についてご理解いただき、活動資金にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社兵庫県支部長 **井戸 敏三**

地域の
安全安心

災害救護

災害への
備え

青少年
赤十字

赤十字
奉仕団

血液事業

医療事業

国際救援

講習事業



そこに、 守りたい命がある。

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、
災害救護活動や被災者支援活動をはじめ、
災害への備え、
さらには地域の皆さまの安全安心や
社会のニーズに沿った活動に
役立てられています。

防災訓練等への参加

救援物資を備蓄

県内の交番等に救急医薬品を配備

県内各地にAEDを設置

支援センターを活用した災害への備え

活動資金の使いみち

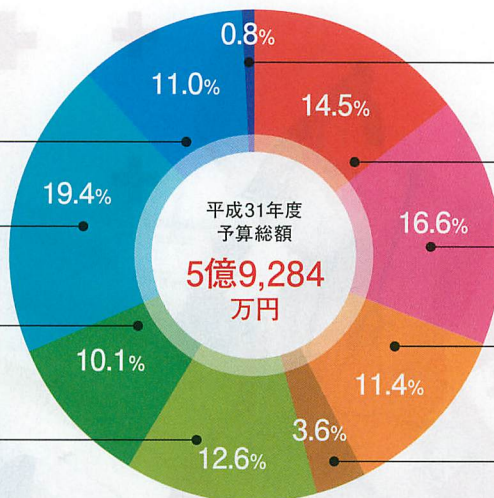
予備費として 500万円

国際救援活動のために 6,510万円

組織運営のために 1億1,487万円

施設管理のために 6,009万円

赤十字活動への理解と
資金協力をお願いするために 7,445万円



国内外の被災者救援、災害に備えた
救護体制の充実強化のために 8,614万円

安全安心な暮らしのために 9,839万円

赤十字奉仕団活動の活性化や
青少年赤十字活動の充実のために 6,733万円

赤十字活動の
普及啓発や活動報告のために 2,147万円

1. 税制上の優遇措置

日本赤十字社にお寄せいただいた活動資金(寄付金)は、その公益性から税制上の優遇措置を適用することができます。

	寄付金の区分	募集(適用)期間	条件等
個人の場合	特定寄付金 (所得税控除)	年間を通じて有効	寄付金額(ただし上限は寄付者の年間総所得金額の40%まで)から2千円を差し引いた金額を、寄付者の年間所得総額から控除することができます。
	住民税控除	毎年4月1日～ (ただし募集金額に 達した時点で終了)	総務大臣から承認を受けた事業に対する寄付金額(ただし上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円を差し引いた金額の10%を寄付者の住民税額から控除することができます。 兵庫県支部では、県内在住者で、当支部への10万円以上のご寄付に対して優先的に適宜適用することとしています。また、上記特定寄付金も併せて適用することができます。
	相続税の非課税	年間を通じて有効	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の金額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。ただし相続税の申告期限内(相続開始から10か月以内)の寄付によります。
法人の場合	指定寄付金	毎年 4月1日～9月30日 (ただし募集金額に 達した時点で終了)	財務大臣が指定する事業に対する寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。 兵庫県支部では1回あたり2万円以上の寄付金を対象として、10万円以上のご寄付から優先的に適宜適用することとしています。
	特定公益増進法人 に対する寄付金	年間を通じて有効	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

2. 日本赤十字社や国の表彰制度

活動資金へのご協力に対して、日本赤十字社や国の表彰制度が設けられています。

区分	種類	条件、基準等
日本赤十字社 ※一時または 10年以内の累計でも 日本赤十字社の表彰を 受けることができます。	金色有功章	50万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	銀色有功章	20万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	支部長感謝状	10万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	特別社員章	2万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
国 ※受章の可否は 国の基準により 決定されます。	厚生労働大臣感謝状	同一年度内に一時または数次に100万円以上500万円未満のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。 法人は300万円以上1,000万円未満となっています。
	紺綬褒章	一時または数次に500万円以上のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。 法人は1,000万円以上となっています。※厚生労働大臣感謝状と紺綬褒章を併用申請することはできません。



日本赤十字社 兵庫県支部
Japanese Red Cross Society

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5 TEL 078-241-9889 FAX 078-241-6990
<http://www.hyogo.jrc.or.jp/>

お待ちしております、あなたからのアクセス。

赤十字 兵庫



●赤十字についてのお問合せは日本赤十字社兵庫県支部または、市役所・区役所、町役場の赤十字担当窓口をお願いします。